

二次出版論文投稿の手引き

日本歯科衛生学会編集委員会は、「他学会誌に邦語以外の言語で掲載された論文を、二次出版論文として本学会雑誌に邦語で投稿する場合」と、「本学会雑誌に掲載された邦語の論文を邦語以外による二次出版論文として、国外の学術雑誌等に投稿する場合」に以下の規定を満たす論文の投稿を認める。

- 1 **国外の学会雑誌に邦語以外の言語で掲載された論文を二次出版論文として本学会雑誌に邦語で投稿する場合**
 - 1) 論文の内容は、一次出版物に掲載された論文内容ならびにデータの解釈を忠実に反映し加筆・修正・変更は行わないこと。論文の構成ならびに体裁は、本学会雑誌の投稿規程に準ずること。
 - 2) 二次出版であることを脚注に記載する。
脚注記載例) 本論文は、「一次出版論文の掲載雑誌名 巻:最初の頁 - 最後の頁 発行年.」に掲載された論文「表題」を二次出版投稿したものである。
 - 3) 二次出版論文の投稿は、著作権を尊重するために一次出版発行後から1ヶ月以降であること。
 - 4) 本会事務局に連絡の上、編集委員会の承諾を得ること。(「二次出版論文投稿許諾申請書」の様式等は別途定める。
 - 5) 一次出版論文の著者全員の署名と捺印を記載した「二次出版論文投稿許諾申請書」のPDFを添付すること。
 - 6) 一次出版論文の別刷もしくはそのコピーをPDFにし添付すること。
 - 7) 一次出版側の編集責任者の許諾文書をPDFにし添付すること。(二次出版論文投稿許諾文書は著者が取得するものとする)

- 2 **本学会雑誌に掲載された邦語の論文を邦語以外による二次出版論文として国外の学術雑誌等に投稿する場合**
 - 1) 論文の内容は、一次出版物に掲載された論文内容ならびにデータの解釈を忠実に反映し加筆・修正・変更は行わないこと。
 - 2) 二次出版では、その論文が過去に出版済であることを脚注などに明確に記載すること。
 - 3) 二次出版側の編集責任者の許諾文書をPDFにし添付すること。(許諾文書は著者が取得するものとする)
 - 4) 二次出版論文の投稿は、著作権を尊重するために一次出版発行後から1ヶ月以降であること。
 - 5) 本会事務局に連絡の上、編集委員会の許諾を得ること。(「二次出版論文投稿許諾申請書」の様式等は別途定める。
 - 6) 一次出版論文の著者全員の署名と捺印を記載した「二次出版論文投稿許諾申請書」のPDFを添付すること。
 - 7) 二次出版後に、論文の別刷もしくはそのコピーをPDFにし添付すること。